

総務常任委員会資料
2025年(令和7年)12月10日
選挙管理委員会事務局

議案第75号関連資料
明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部改正について

1 改正の理由

明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営経費については、条例で限度額を定めており、この限度額については公職選挙法施行令で規定されている国会議員選挙に係る公営経費の限度額に準じた額となっております。

国会議員選挙の公営経費は、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に見直しが行われております。令和4年7月の参議院選挙後、近年の物価高騰による影響を踏まえ、本年6月に限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正が行われましたので、本条例におきましても準じた額に改正をしようとするものです。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用ポスターの作成に係る公営経費（条例第9条関係）

公営経費の区分	改正後	改正前	増減額
(選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合)			
企画費	改正前に同じ	316,250円	増減なし
一枚当たり印刷費	586円88銭	541円31銭	+45円57銭
(選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合)			
上記一枚当たり印刷費に500を乗じた額に企画費を加えた金額	609,690円	586,905円	+22,785円
500を超える一枚当たり印刷費	30円73銭	28円35銭	+2円38銭

※本市のポスター掲示場数：528箇所（R7.10.1現在）

(2) 選挙運動用ビラの作成に係る公営経費（条例第13条関係）

公営経費の区分	改正後	改正前	増減額
ビラ作成費 (一枚当たり)	8円38銭	7円73銭	+65銭

3 施行期日等

公布の日から施行し、施行日以後に告示される選挙から適用します。